

避難勧告等の判断・伝達マニュアル

平成22年1月

— 阿武町 —

目 次

1. 避難に関する各種定義	1
(1) 避難準備情報	1
(2) 避難勧告	1
(3) 避難指示	1
(4) 発令時に住民に求める行動	1
2. 災害別避難勧告等の判断基準	1
(1) 土砂災害(土石流、土砂崩れ、地すべり等)	1
(2) 高潮災害	2
(3) 津波災害	2
(4) 水害(河川洪水)	2
3. 避難情報等の伝達方法	3
(1) 避難情報の伝達方法	3
(2) 伝達系統図	3
4. 町職員等の体制	4
(1) 警戒配備体制	4
(2) 災害対策本部体制	5
(3) 災害対策本部組織図	5
5. 防災情報等の伝達方法	6
(1) 伝達系統図	6
(2) 伝達文例	6
6. 避難場所一覧	8

1. 避難に関する各種定義

(1) 避難準備情報

避難勧告や避難指示が発令されてからでは「災害時要援護者」の避難終了が間に合わない(時間を要する)ことから考案されたもので、避難準備情報の発令に基づき、災害時要援護者は避難を開始することとなっており、準備とは言うものの災害時要援護者にとっては実際の避難開始の位置づけである。

(2) 避難勧告

地域内の住民・土地・建物などに被害が発生する恐れのある場合において行われるもので、発令の基準は地域防災計画で定めている。

(3) 避難指示

地域内の住民・土地・建物などに災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において行われるもので、避難勧告よりも危険度や緊急度が高い場合に適用される。発令の基準は地域防災計画で定めている。

(4) 発令時に住民に求める行動

区分	内容
準備情報	災害時要援護者等、特に避難行動に時間をする者は、計画された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)する。 また上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難行動に対する準備を開始する。
勧 告	通常の避難行動が可能な者は、計画された避難所への避難行動を開始する。
指 示	避難勧告等の発令後で避難中の者は、確実な避難行動を直ちに完了する。 また未だ避難していない者は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

2. 災害別避難勧告等の判断基準

(1) 土砂災害(土石流、土砂崩れ、地すべり等)

ア 避難すべき地域

本町の土砂災害発生の恐れのある箇所は、町内のあらゆる箇所に点在していることから、町職員及び消防団員等による巡回情報、また周辺住民からの通報情報をもとに、気象台や砂防関係機関等からの情報等総合的に検討し、避難勧告等の対象となる「避難すべき区域」を判断するものとする。

例：東方(行政区)の土砂災害警戒区域内に居住している者

イ 具体的な基準

避難勧告等は、以下の基準を満たし更に気象予測や土砂災害危険箇所の巡回情報等からの報告を含め、総合的に判断し、必要と認めた場合に発令するものとする。

なお、基準を満たさない場合においても、必要な場合は発令するものとする。

区分	基準
準備情報	① 土砂災害警戒情報で2時間のうちにレベル3に達すると予測される時
勧告	① 1時間雨量が30mmを超え、更に激しく降り続くと予測される時 ② 3時間雨量が50mmを超え、更に激しく降り続くと予測される時 ③ 24時間雨量が100mmを超え、更に激しく降り続くと予測される時 ④ 土砂災害警戒情報でレベル3に達した時 ⑤ 土砂災害の前兆現象を確認した時
指示	① 1時間雨量が100mmを超えた時 ② 記録的短時間大雨情報を確認した時 ③ 24時間雨量が150mmを超え、更に激しく降り続くと予測される時 ④ 土砂災害警戒情報でレベル4に達した時 ⑤ 土砂災害が発生した時

(2) 高潮災害

ア 避難すべき区域

原則として、越波・越流の危険性の高い海岸地帯及びその河口付近とする。

地区	対象(行政区及び地域等)
奈古	木与、宇久(一部)、西全域、浜全域、釜屋
宇田郷	宇田中央(井部田一部・郷一部)、宇田浦、尾無畠(一部)、惣郷(一部)

※ その他の地域は状況により判断するものとする。

イ 具体的な基準

避難勧告等は高潮警報が発表され以下の基準によるほか、気象予測や町職員、及び消防団員等による巡回情報等、また周辺住民からの通報情報をもとに総合的に判断し、必要と認めた場合に発令するものとする。

区分	基準
準備情報	潮位が3時間後に標高1.6mを超えると予想される時
勧告	潮位が2時間後に標高1.6mを超えると予想される時
指示	潮位が標高1.6mを超え、越波や越流、また堤防の倒壊や決壊の恐れがある時

留意事項

台風接近に伴う高潮警報においては、暴風域に入る前に避難を完了させる必要がある為、高潮警報が発表された時点で台風接近状況を考慮して、避難準備情報、避難勧告等を同時に検討する。

(3) 津波災害

ア 避難すべき区域

原則として、越波・越流の危険性の高い海岸地帯及びその河口付近とする。

地区	対象(行政区及び地域等)
奈古	木与、宇久(一部)、西全域、浜全域、釜屋
宇田郷	宇田中央(井部田一部・郷一部)、宇田浦、尾無畑(一部)、惣郷(一部)

※ その他の地域は状況により判断するものとする。

イ 具体的な基準

津波警報が発表されたら、直ちに発令するものとする。

区分	基準
勧告	津波警報(津波: 1m~2m程度)が発表された場合
指示	山口県日本海沿岸に津波警報(大津波: 3m程度以上)が発表された場合。 また震度4以上の地震、または長時間の揺れ等で正確な地震情報が入手できない場合

(4) 水害(河川洪水)

ア 避難すべき区域

町内の二級河川で、破堤、越水により浸水被害が予測される地域とする。

地区	河川名	対象区域(行政区名)
奈古	木与川	木与
	郷川	河内、上郷、下郷、野柳、釜屋、大里、水ヶ迫、美里、美咲、岡田橋
福賀	大井川	野沢、中村、森見藤、宇田地、金社、飯谷、上笹尾、下笹尾、新生、柄原
	宇田川	宇田中央(郷・平原)、宇田浦
宇田郷	白須川	惣郷

※ 何れの地域も全域対象ではなく、浸水被害が予測される一部の地域とする。

また、その他の河川及び水路等については、状況により判断するものとする。

イ 具体的な基準

避難勧告等は、大雨・洪水警報が発表され、以下の基準によるほか、気象予測や町職員、及び消防団員等による巡回情報等、また周辺住民からの通報情報をもとに総合的に判断し、必要と認めた場合に発令するものとする。

区分	基準
準備情報	河川が増水し、更に水位が護岸や堤防天端付近まで上昇が予想される時
勧告	水位が護岸や堤防天端付近まで達し、更に水位の上昇が予想される時
指示	水位が護岸や堤防天端に達し、更に水位の上昇が予想される時 破堤、越水を確認し、住家に被害を及ぼす可能性が高い時

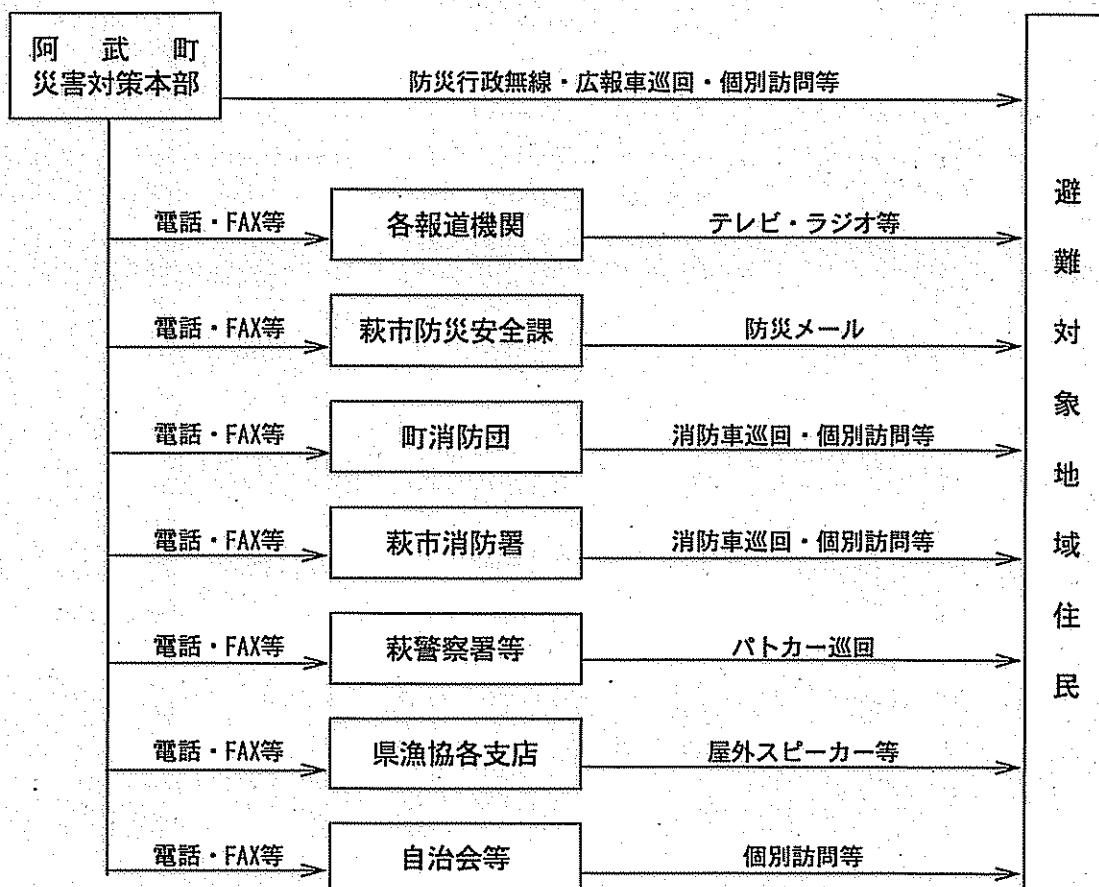
3. 避難情報等の伝達方法

(1) 避難情報の伝達方法

避難準備情報、避難勧告、避難指示等の伝達は、以下に示す方法により周知する。
また避難の必要が無くなった場合の解除についても同様の扱いとする。

- ア 防災行政無線
- イ テレビ(ケーブルテレビ等)、ラジオ(コミュニティFM等)
- ウ 萩市防災メール等
- エ 広報車(町、消防団、消防署、警察等)
- オ サイレン等
- カ 他機関の放送設備(漁協屋外放送等)
- キ 伝達員による個別訪問(自治会長・町職員・消防団員等)
- ク 施設管理者を通じての伝達(この場合施設管理者への伝達方法を確実に行う。)

(2) 伝達系統図



4. 町職員等の体制

(1) 警戒配備体制

	警戒配備体制			
	事前警戒	第1警戒	第2警戒	第3警戒
本庁	勤務時間内 総務課(一部) 勤務時間外 宿日直等 状況により総務課防災担当	勤務時間内 総務課(一部) 施設課(一部) 勤務時間外 宿日直等 状況により総務課防災担当	総務課(防災当番) 状況により下記を追加 総務課(一部) 施設課(一部) 経済課(一部)	左記に下記を追加 総務課(全員) 施設課(全員) 経済課(全員) 民生課(一部) 教育委員会(一部)
各支所	勤務時間内 支所長 勤務時間外 宿日直等 状況により支所長	勤務時間内 支所長 勤務時間外 宿日直等 状況により支所長	勤務時間内 支所長 勤務時間外 宿日直等 状況により支所長	支所職員(全員) 当該地区職員(一部)
配備基準 (気象)	①本町に大雨・洪水の各注意報の一つ以上が発表された時 ②台風や前線等が接近し気象情報収集が必要な時 ③上記にかかわらず必要と認められる時 上記基準を満たし且つ町長が必要と認めた時	①事前警戒態勢設置後、次の降雨があった時 ・ 1時間雨量 - 10mm ・ 24時間雨量 - 70mm ・ 前日からの累積雨量が 100mmを超えた時 ②注意報・警報の有無によらず日本海に水防警報(待機又は準備)が発表された時 ③上記にかかわらず必要と認められる時 上記基準を満たし且つ町長が必要と認めた時	①本町に大雨、洪水、高潮の各警報の一つ以上が発表された時 暴風、波浪、大雪等のその他の警報等は状況により判断する ②日本海沿岸に水防警報(出動)が発表された時 ③警報、注意報の発表によらず次の降雨等があった時 ・ 1時間 - 30mm超過 ・ 3時間 - 50mm超過 ・ 24時間 - 100mm超過 ・ 降 雪 - 20cm超過 ④上記にかかわらず必要と認められる時 上記基準を満たし且つ町長が必要と認めた時	①第2警戒配備後公共施設等への自主避難があった時 ②避難準備情報、避難勧告または避難指示を発令した時 ③上記にかかわらず必要と認められる時 上記基準を満たし且つ町長が必要と認めた時
配備基準 (地震)		震度3/総務課(一部)		震度4/総務課(一部)
配備基準 (津波・高潮)		津波注意報/総務課(一部)		津波警報/総務課(一部)
配備基準 (火災・事故)		林野火災/総務課(一部) その他は状況により招集	建物火災/総務課(全員)+登庁可能な職員 その他は状況により招集	

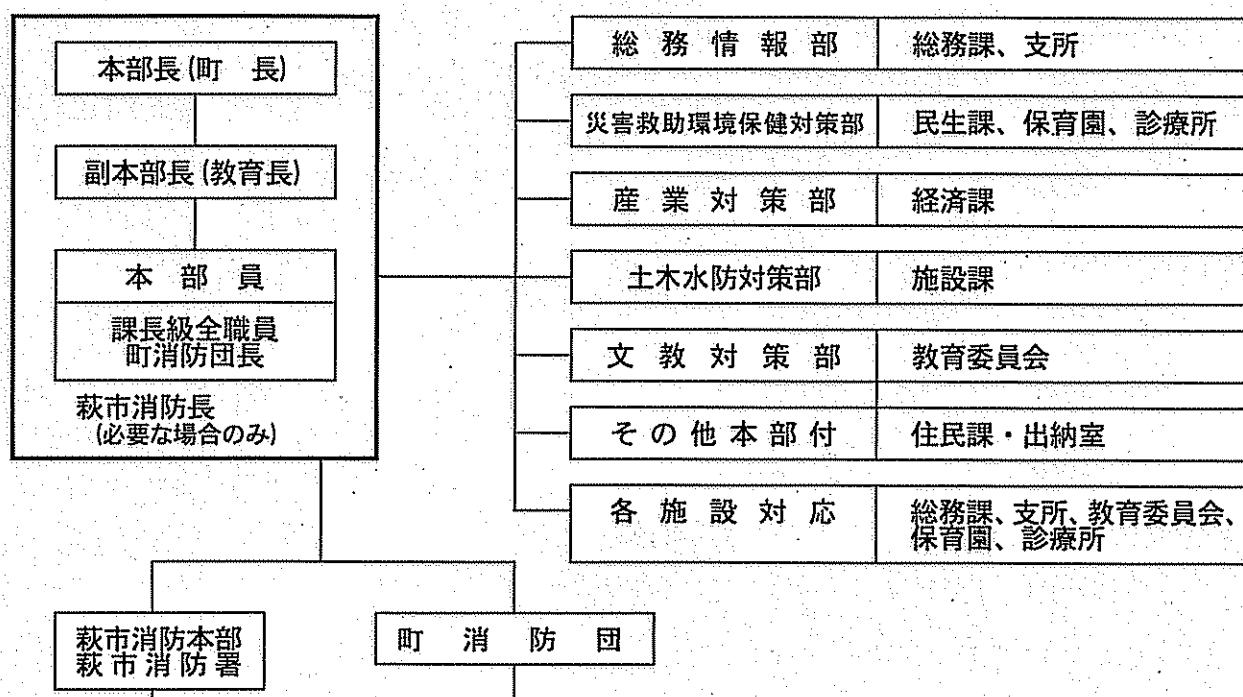
※ 消防団の出動等(人員・活動内容及びエリア)については、町長と団長の協議により決定する。

(2) 災害対策本部体制

	災害対策本部			災害復旧本部
	第1非常	第2非常	緊急非常	災害復旧本部
本庁	第3警戒配備体制に加えて係長以上職員	全職員(窓口業務等に重大な影響がある者を除く)	全職員	全職員(窓口業務等に重大な影響がある者を除く)
各支所	全職員 当該地区職員(一部)	全職員 当該地区職員(一部)	全職員 当該地区職員(一部)	全職員 当該地区職員(一部)
配備基準 (気象)	①本町に暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪、波浪又は大雪の各警報のいずれかが発表され、町内に相当規模の災害が発生し又は発生のおそれがある時 ②日本海に水防警報(指示)が発表された時 ④上記にかかわらず必要と認められる時 上記基準を満たし且つ町長が必要と認めた時	第1非常態勢の設置後、町内全域に災害が発生し又は発生のおそれがあり町長が必要と認めた時	町内全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大である時で、町の全組織を挙げて災害対応が必要な時	町内全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大であるときで町の全組織を挙げて災害対応が必要な時
(地震)	震度5	震度6	震度7	
(津波・高潮)	津波警報			
(火災・事故)	広範囲な類焼を伴う建物火災、大規模な林野火災			

※ 消防団の出動等(人員・活動内容及びエリア)については、町長と団長の協議により決定する。

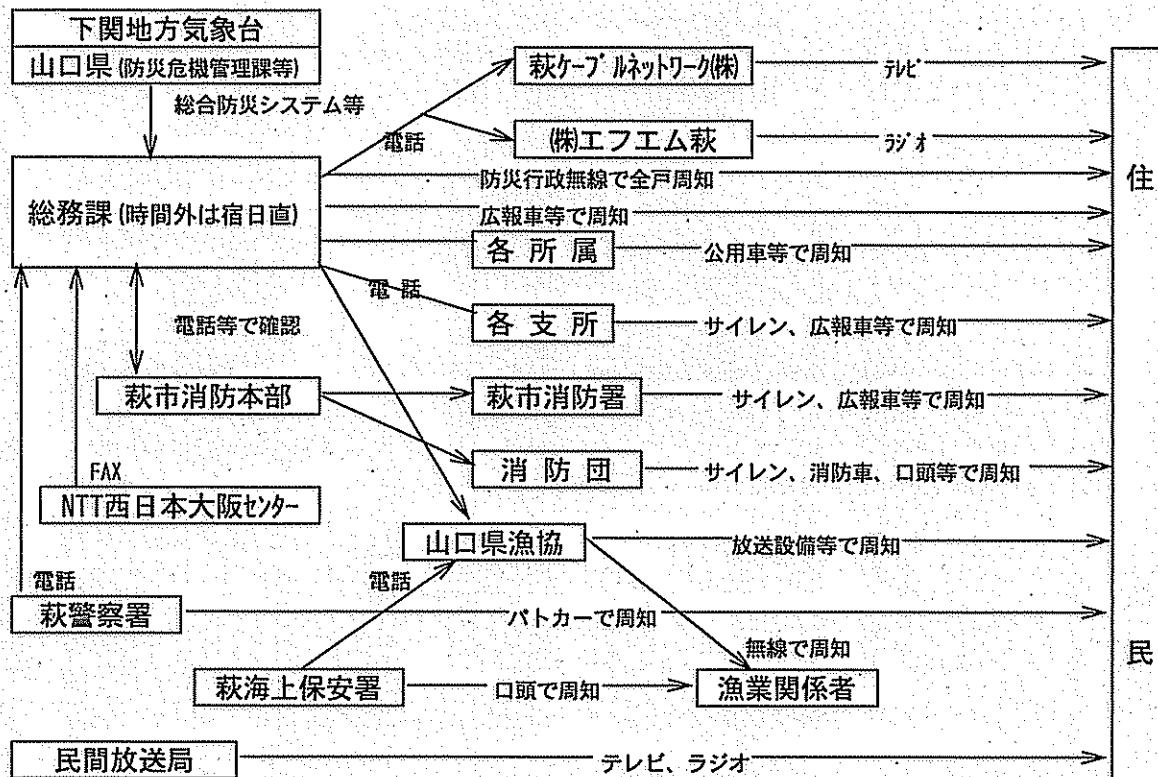
(3) 災害対策本部組織図



5. 防災情報等の伝達方法

(1) 伝達系統図

各防災関係機関は、相互の有機的連携のもとに、気象に関して必要な情報を迅速且つ正確に把握し、入手した情報を速やかに住民及び関係機関に伝達する。



(2) 伝達文例

ア 避難準備情報

土砂	<p>こちらは、防災阿武町です。総務課から避難準備情報のお知らせです。 現在、大雨・洪水警報が発表されています。今後は更に激しい雨が予想されます。 ○○地区では、土砂崩れの恐れがあります。○○地区の方で、避難に時間がかかる方は、○○へ避難を開始して下さい。 又他の皆さんも土砂崩れに警戒しながら、避難の準備を始めてください。</p>
河川	<p>こちらは、防災阿武町です。総務課から避難準備情報のお知らせです。 現在、激しい雨が降り続き、○○川に氾濫の恐れが高まってきました。 ○○川周辺の方で、避難に時間がかかる方は、○○へ避難を開始して下さい。 又他の皆さんも避難の準備を始めてください。</p>
高潮	<p>こちらは、防災阿武町です。総務課から避難準備情報のお知らせです。 現在、日本海沿岸に高潮警報が発表されました。今後、台風接近とともに満潮を迎え、家屋への浸水の恐れが高まってきました。 奈古・宇田郷地区の海岸付近の方で、避難に時間がかかる方は、○○へ避難を開始して下さい。 また、他の皆さんも避難の準備を始めてください。</p>

イ 避難勧告

土砂	こちらは、防災阿武町です。総務課から避難勧告のお知らせです。 現在、大雨による土砂災害警戒情報が発表されました。 ○○地区では、土砂崩れの危険が更に高まつてきましたので、○○地区の皆さんは、○○へ避難して下さい。
河川	こちらは、防災阿武町です。総務課から避難勧告のお知らせです。 現在、激しい雨が降り続き、○○川の水位が上昇しており、河川氾濫の危険が高まつてきました。 ○○川周辺の皆さんは、○○へ避難して下さい。
高潮	こちらは、防災阿武町です。総務課から避難勧告のお知らせです。 現在、台風接近とともに満潮を迎え、日本海沿岸一帯では、海面が上昇しており、家屋への浸水の危険が高まつてきました。 奈古・宇田郷地区の海岸付近の皆さんは、○○へ避難して下さい。
津波	こちらは、防災阿武町です。総務課から避難勧告のお知らせです。 現在、日本海沿岸に津波警報が発表されました。奈古・宇田郷地区の海岸付近の皆さんは、○○へ避難して下さい。

ウ 避難指示

土砂	こちらは、防災阿武町です。総務課から避難指示のお知らせです。 現在、○○地区において、土砂崩れが発生しています。大雨で地盤が緩み、非常に危険な状態になっています。 ○○地区の皆さんは、土砂崩れに注意して、直ちに○○へ避難して下さい。
河川	こちらは、防災阿武町です。総務課から避難指示のお知らせです。 現在、○○川で氾濫の可能性があり大変危険な状態です。○○川付近の皆さんは、直ちに○○へ避難して下さい。 なお、道路が冠水して避難が困難な方は、2階に避難し、役場へご連絡下さい。
高潮	こちらは、防災阿武町です。総務課から避難指示のお知らせです。 現在、○○地区一帯の防波堤から越水が始まりました。家屋への浸水の危険が非常に高まつてきましたので、○○地区の海岸付近の皆さんは、直ちに○○へ避難して下さい。 なお、道路が冠水して避難が困難な方は、2階に避難し、役場へご連絡下さい。
津波	こちらは、防災阿武町です。総務課から避難指示のお知らせです。 現在、日本海沿岸に津波警報が発表されています。奈古・宇田郷地区の海岸付近の皆さんは、直ちに高台へ避難して下さい。

工 自主避難

土砂	こちらは、防災阿武町です。総務課から自主避難のお知らせです。 現在、大雨・洪水警報が発表されています。 自宅裏山等の土砂崩れに十分警戒して下さい。 災害に備え、○○を避難所として、開設しておりますので、土砂崩れに不安のあるお宅や周辺に土砂崩れの兆候などを発見した場合は、早めに自主避難して下さい。
河川	こちらは、防災阿武町です。総務課から自主避難のお知らせです。 現在、激しい雨が降り続き、○○川が増水しています。 河川敷及びその周辺の用水路には、絶対に近づかないようにして下さい。 災害に備え、○○を避難所として、開設しておりますので、に不安のあるお宅は、早めに自主避難して下さい。
高潮	こちらは、防災阿武町です。総務課から自主避難のお知らせです。 現在、日本海沿岸に高潮警報が発表されました。 今後、台風接近とともに満潮を迎え、防波堤から越水する恐れがあります。 災害に備え、○○を避難場所として、開設しておりますので、不安のある方は、早めに自主避難して下さい。
台風	こちらは、防災阿武町です。総務課から自主避難のお知らせです。 現在、台風○○号は、強い勢力を保ったまま接近しております。 今後、暴風域に入り、風雨ともに激しくなりますので、屋外の飛びそうな物は固定するか屋内に取り込んで下さい。又不用意な外出を控えて下さい。 なお災害に備え、○○を避難場所として、開設しておりますので、不安のあるお宅は、早めに自主避難して下さい。

6. 避難場所一覧

地区名	名称	収容人員	炊きだし	施設管理者	連絡先
奈古	町民センター	1,758	有	教育委員会	08388-2-0501
"	体育センター	718	無	教育委員会	08388-2-0501
"	阿武中学校屋内運動場	469	無	阿武中学校	08388-2-2032
"	県立奈古高等学校屋内運動場	745	無	県立奈古高等学校	08388-2-2333
福賀	のうそんセンター	515	有	福賀支所	08388-5-0211
宇田郷	ふれあいセンター	518	有	宇田郷支所	08388-4-0211

※ 避難場所は上記を指定済みであるが、開設については災害の種別及び規模によって判断する。

7. 参考情報(用語解説等)

(1) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や、住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表するもの。

発表	危険度レベル	判定基準
×	1(今後の雨量に注意)	実況または2時間先までの雨量が一定の水準に達した時
×	2(避難準備開始の目安)	実況または2時間先までの雨量が一定の水準に達した時
○	3(避難開始の目安)	2時間先までの雨量がCL(土砂災害発生危険基準線)に達した時
○	4(土砂災害発生のおそれ)	実況の雨量がCL(土砂災害発生危険基準線)に達した時

(2) 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、都道府県気象情報の一種として発表するもの。

その基準は、1時間雨量歴代1位または2位の記録を参考に、各细分区域ごとに決定している。

この情報は、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを周知するため発表するものであり、地域、或いは隣接地域を名指ししてこの情報が発表された時は、災害の発生につながる事態が生じていることを意味している。